

千早赤阪村公告第8号

次のとおり千早赤阪村通学バス等運行管理委託業務事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、公告する。

令和7年5月30日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



1. 入札に付する事項等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札件名 | 千早赤阪村通学バス等運行管理委託業務 |
| (2) 履行場所 | 大阪府南河内郡千早赤阪村地内 |
| (3) 履行期間 | 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（長期継続契約） |
| (4) 業務概要 | 千早赤阪村立小学校2校及び村立中学校1校の通学バスの運行を行うことにより、児童・生徒の通学手段を確保し、また、村立学校給食センターから給食を村立小中学校へ配送・回収することにより、児童・生徒に学校給食を実施するもの。詳細については、添付している仕様書のとおり。 |
| (5) 入札方法 | 郵送入札 |
| (6) 予定価格 | 金107,400,000円（税抜き） |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上（但し、村財務規則により免除する者を除く。） |
| (10) 前払金 | なし |
| (11) 部分払 | なし |
| (12) 契約書の作成 | 必要（契約書は村が指定する様式とする。） |
| (13) 契約書の提出期限 | 落札者決定の日から5日以内（休日・祝日を除く。） |

2. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 村の入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登載されていない者。ただし、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し確認を受けた者を除く。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
- (6) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和 56 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

3. 事業協同組合等の入札参加の可否

可。ただし、当該組合の組合員が入札参加を申請した場合は、当該組合の参加はできないものとする。

4. 契約条項を示す場所

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村総務部総務政策課

電話 0721-72-0081（代表）

5. 本契約に関する事務を担当する部署

千早赤阪村総務部総務政策課

6. 関係書類などの入手方法

- (1) 関係書類などの配付

千早赤阪村ホームページの「事後審査型条件付一般競争入札」からダウンロードによる。

(2) 配付期間

令和7年5月30日(金)から6月20日(金)まで

7. 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

- (1) 質疑方法 添付している質問書を千早赤阪村総務部総務政策課宛に電子メールで提出すること。

総務政策課メールアドレス

soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

- (2) 質疑受付期間 令和7年6月6日(金)午後5時まで

- (3) 質疑回答方法 質疑回答は千早赤阪村のホームページ内において、令和7年6月11日(水)に掲載する。

8. 入札書の郵送方法等

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 入札書 千早赤阪村ホームページに掲載している入札書を使用すること。

- (2) くじ用数字の記入 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。

(3) 入札参加必要書類

① 入札書

② 内訳書

③ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

④ 令和7・8年度千早赤阪村物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載していない者においては、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するため次の書類を合わせて提出すること。なお、証明書類は参加申込前3か月以内のものに限る。

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造・役務の提供）

(写し不可)

イ 営業所一覧表

ウ 営業経歴書（直近2年間分）（写し可）

エ 委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ）（写し不可）

オ 使用印鑑届（写し不可）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 登記簿謄本（法人の場合）又は、代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書（個人の場合）（写し可）

ク 財務諸表類（直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）（写し可）

ケ 納税証明書

納税証明書 (写し可) (直近1年)	国税
	イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その3の3)」も可）
	ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その3の2)」も可）
	都道府県税（契約を希望する営業所分）
	イ. 法人の場合 法人事業税
	ロ. 個人の場合 個人事業税
	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。

コ 千早赤阪村暴力団排除条例に基づく誓約書

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を千円止めで入札書に記載すること。

(5) 郵送方法 (3)の入札参加必要書類を千早赤阪村指定封筒により、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で千早赤阪村総務部総務政策課へ郵送すること。特定記録郵便や普通郵便で郵送された入札は無効とする。入札書等を郵送するための封筒については、千早赤阪村ホームページに掲載している様式例のとおり記載すること。

(6) 入札書類等到着期限日 令和7年6月23日(月)正午まで

(7) 入札書送付の確認

入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」を

F A Xで千早赤阪村総務部総務政策課宛てに送信すること。

(8) 入札書類等郵送場所

郵送場所：千早赤阪村総務部総務政策課

郵送住所：〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

9. 開札日時、場所、傍聴方法等

(1) 開札日時 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分

(2) 開札場所 千早赤阪村役場庁舎 2 階会議室 A

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

(3) 開札の傍聴方法

千早赤阪村通学バス等運行管理委託業務事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領（令和 7 年千早赤阪村告示第 29 号）の規定に基づき、開札日の午後 0 時 30 分から午後 1 時 00 分までの間に千早赤阪村総務部総務政策課の窓口で申込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし開札日につき定員（10 名）になり次第締め切る。また、入札参加者（代表者に限る。）が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼することがある。

10. 落札候補者の決定、落札候補者に提出を求める書類及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

※落札候補者となった者には電話で連絡するため、開札日には連絡を受けられる体制を整えておくこと。

(2) 落札候補者に提出を求める書類

落札候補者は、落札候補者決定日の翌日（休日の場合は翌開庁日）午後 5 時までに、次の書類を千早赤阪村総務部総務政策課に提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は落札候補者の権利を放棄したものと見なす。

①事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書

②過去 5 年間、官公庁において、本業務と同様又は類似の業務を実施したことを証する書類

11. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反する者のした入札
- (4) 8. 入札書の郵送方法等に規定する方法によらない入札
- (5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札
- (6) 代理人のした入札
- (7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

12. 入札の中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合
- (2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

13. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14. 問い合わせ

千早赤阪村総務部総務政策課

住 所 〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

電 話 0721-72-0081

F A X 0721-72-1880

メールアドレス soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp